

## 農地法3条許可申請 必要な添付書類一覧表

■常に必要なもののもの			
	書 類 等	提出 部数	備 考
<input type="checkbox"/>	許可申請書	2	指定様式
<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	1	法務局が証明・発行する全部事項証明書 3ヶ月以内発行のもの
<input type="checkbox"/>	位置図(現地案内図)	1	住宅地図などに位置を明示
<input type="checkbox"/>	農業委員確認書	1	担当地区農業委員への確認書

■場合により必要とされるもの			
	書 類 等	提出 部数	備 考
<input type="checkbox"/>	譲受人の国籍を確認できる書類 (本籍地が記載された住民票または戸籍 抄本など)	1	所有権移転の場合のみ
<input type="checkbox"/>	他市町農業委員会の耕作証明書	1	町外で農地を保有・小作している場合
<input type="checkbox"/>	営農計画書	1	権利取得者が新規に農業をはじめめる場合
<input type="checkbox"/>	住民票又は戸籍の附票等	1	登記事項証明書の記載と譲渡人の住所が異なる場合
<input type="checkbox"/>	正真な権利者であることを証する書面	1	登記事項証明書の名義人が申請書の記載と異なる場合 (戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄書、相続系統図 など)
<input type="checkbox"/>	委任状	1	行政書士による代理申請の場合
<input type="checkbox"/>	その他農業委員会が必要と認める書類		

※ 土地改良区内にある農地の所有権の移転は、組合員資格得喪通知書(組合員資格の異動を土地改良区へ通知する書面)を町屋川沿岸土地改良区へ提出する必要があります。

※ 法人の場合は、別に必要となる書類があります。また、法人の種類・形態によっても必要書類が異なりますので、農業委員会へお問合せください。